

第 10 条 （応募者の退職の場合の紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後自己都合による退職又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙は甲に次の通り人材紹介手数料を返還するものとする。

＜ 1 ヶ月以内 80%   2 ヶ月以内 50%   3 ヶ月以内 20% ＞

但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。